

## Client Alert

2017年10月号 (Vol.46)

1. はじめに
2. 知的財産法：米国 CAFC による特許侵害訴訟の裁判管轄を制限する判断
3. 競争法／独禁法：EU 企業結合届出基準に関する欧州委員会の運用を修正する欧州司法裁判所の判決
4. エネルギー：「既存契約見直し指針」の公表について
5. 労働法：「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」次期国会へ提出
6. 会社法：経済産業省、『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』の更新版を公表
7. 危機対応：消費者庁が公益通報ハンドブックを公表
8. 一般民事：中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）
9. M&A：株式等売渡請求に係る公告後に売渡株式を取得した者による売買価格決定申立ての可否（2017年8月30日付最高裁決定）
10. ファイナンス・ディスクロージャー：株式等の決済期間の短縮化について
11. 税務：トランプ政権、税制改正案を公表
12. 中国・アジア（インド）：新統合版 FDI ポリシーの公表
13. 新興国（UAE）：UAE における付加価値税（VAT）の導入と実務上の対応
14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所（ICC）の仲裁手続における簡易手続（expedited procedure）の活用事例

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2017年10月号（第46号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

### 2. 知的財産法：米国 CAFC による特許侵害訴訟の裁判管轄を制限する判断

米国 CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）は、2017年9月21日に、米国での特許侵害訴訟の裁判管轄を限定する判断を示しました。

特許侵害訴訟の裁判管轄については、先の2017年5月22日の最高裁判決（TC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC, No. 16-341 (U.S. May 22, 2017)）が、

## Client Alert

米国法人を被告とする特許侵害訴訟の管轄について、①当該米国法人の設立地と②当該米国法人が正規の確立した事業所を有しており、かつ、侵害行為を行っている場所に限られると判断していましたが、本裁判例は、この②の「当該米国法人が正規の確立した事業所を有している」に該当するためには、以下の3要件が必要と判断しました。

- (i)当該地域に物理的な事業所が存在すること（正式なオフィスや店舗を構えている必要はないが、ビジネスが遂行できる物理的な場所が存在すること）
- (ii)当該物理的な事業所は、恒常的で確立した事業所であること（散発的なものではなく、意味のある一定期間、安定し、確立したものであること）
- (iii)当該物理的な事業所は、（従業員ではなく）法人自身により開設され又は承認された、事業所であること

上記の最高裁判例以前は、特許侵害訴訟について、原則として、原告が自由に提訴する連邦裁判所を選択できましたが、裁判所によって原告勝訴率、審理期間に大きな差があり、被告となることが多い日系企業にとって悩ましい問題でした。上記最高裁及び今回の裁判例の判断の射程は、米国法人を被告とした事件に限られますが、米国の子会社、関連会社等を持つ日本企業にとって、重要な判断といえます。また、この判断により、米国子会社を被告とせず、これらの判決の射程が及ばない日本本社のみを被告として訴えるケースが増加する可能性もあります。

パートナー 小野寺 良文  
☎ 03-5223-7769  
✉ [yoshifumi.onodera@mhmjapan.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhmjapan.com)  
アソシエイト 田中 浩之  
☎ 03-6266-8597  
✉ [hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com)

### 3. 競争法／独禁法: EU 企業結合届出基準に関する欧州委員会の運用を修正する欧州司法裁判所の判決

2017年9月7日、欧州司法裁判所（EUの最上級審裁判所）は、EU競争法の企業結合届出基準に関する欧州委員会（EUの行政府）の運用を修正する判決を出しました（Case C-248/16 Austria Asphalt GmbH & Co OG v Bundeskartellamt）。

EUの企業結合届出基準を定める規則は、JVを形成する取引のうち、①複数の事業者が共同出資してJVを新たに立ち上げるもの（規則3条(4)）、または②ある事業者が単独支配してきた既存事業を複数の事業者による共同支配に移行するもの（規則3条(1)(b)）を、EUへの届出の対象となる取引類型として定めています。

## Client Alert

これらのうち、類型①については、新設 JV が full functionality（出資事業者から独立して事業を遂行する能力）を有する場合に限り、EU への届出の対象となる取引類型に該当すると規則に明記されています。一方、類型②については、full functionality の要否に関する明記がなく、full functionality の有無にかかわらず EU への届出の対象となる取引類型に該当すると解釈に基づき制度が運用されてきました。

これに対し本判決は、JV の対象事業が既存のものであるかどうかによって異なる扱いをすべき理由はないとして、類型②についても、EU への届出の対象となる取引類型に該当するためには対象 JV が full functionality を有することが必要と解釈すべきと判示しました。本判決により従前の欧州委員会の解釈は明確に否定され、以後は類型①②のいずれについても JV の full functionality の有無が審査されることとなります。

本判決により、EU への届出が必要となる取引の範囲は従前より若干狭まることとなります。しかし、EU への届出が不要であるということは、EU ではなく各 EU 加盟国の競争法に基づく届出が別途必要となる可能性や、(EU における審査を経ない結果として)取引後の事業運営が EU 競争法の共同行為規制に抵触するリスクを排除できないことを意味し、企業にとって必ずしも便宜となるわけではありません。日本企業が当事者となる JV の形成について欧州での届出が必要となるケースは多々ありますが、EU の届出基準を満たす場合のメリットとデメリットを慎重に見極め、EU の届出基準を満たすと主張すべきときは、類型①②のいずれについても JV の full functionality を基礎づけることのできる事情を主張できるよう準備しておくことが重要となります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhmjapan.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhmjapan.com)

アソシエイト 市川 雅士

☎ 03-6266-8737

✉ [masashi.ichikawa@mhmjapan.com](mailto:masashi.ichikawa@mhmjapan.com)

#### 4. エネルギー：「既存契約見直し指針」の公表について

2017年8月28日、電力・ガス基本政策小委員会の制度検討作業部会から「既存契約見直し指針」が公表されました。本指針は、電力システム改革による制度改正に対応して今後見直しが必要となる既存契約について、事業者間の協議が円滑に行われることを目的に政府として基本的な考え方を示したものです。今回の指針では、①ベースロード電源市場への電源切り出し及び②地域間連系線（連系線）利用ルールの変更（間接オークション制度への移行）に伴う既存契約の見直しに関する指針が示されていますが、今後、容量市場や非化石価値取引市場等の導入に関する検討の進捗に伴い、関連する既存

## Client Alert

契約の見直しに関しても同様の指針が整備・公表される方針ですので、今後も継続的に留意が必要です。

今回の指針で示された事項については、②連系線の利用ルールの変更に関連して、「特定契約」の要件が具体的に示された点に留意が必要です。間接オークション制度への移行に伴い、従前相対契約により行われていた連系線を跨ぐ電力の取引は、今後卸電力市場を通じて行われることとなります。そのため、従来と同等の取引を実現するには、相対契約を変更し、スポット市場の価格変動リスク回避のための差金決済の合意を内容とする契約を締結することが必要となります<sup>1</sup>が、このような差金決済の契約については、商品先物取引法（商先法）におけるデリバティブ取引とみなされ、規制対象となるおそれがある点に留意が必要となります。

この点、制度検討作業部会が同時に公表した「中間論点整理」においては、「特定契約（①スポット市場を介して電力を受渡すこと、②特定価格の合意、③特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されること、④残額（特定価格と市場価格の差額）を直接支払うことを含む契約を指す。）は、スポット市場を介して電力を受け渡すことを内容とする電力受給契約の一種であり、電力財の取引と事業者間の取引が一体の契約が行われることになることから、金融商品会計基準の対象外（デリバティブ取引には該当しない）と考えることが適当である」との整理が示されており、かかる整理は、商先法上のデリバティブ取引該当性の検討においても基本的に同様に当てはまるものと考えられることから、特定契約を締結する場合には、上記の内容を全て満たすものとするよう留意が必要となります。

なお、現行ルールの下で容量登録をしている事業者には、市場分断によるエリア間値差リスクを回避することが可能な措置（経過措置）が講じられるところ、この適用を受けするためには、特定契約を組み合わせる等従前の契約内容と等価となるような精算関係の構築が求められます。今回の指針では、この経過措置の適用対象となる特定契約の要件として、上記の点に加え、以下の内容であることが求められており、経過措置対象事業者はこの点にも留意が必要です。

目的	特定契約は電力の送電者が自己所有の発電所で発生した電力等をJPEXの昨日スポット取引市場に供給し、電力の受電者がスポット取引市場から受電すること
電力の受渡場所	電力の受渡し場所（電力供給する場所、受電する場所）の特定（JEPXとすることも可）
電力売買	実需給のX日前（まで）に、実需給日の必要電力量を合意し、当該契約に定める条件に従い、JEPXの昨日スポット取引市場において送電側の事業者は合意した量の売入札を、受電側の事業者は合意し

<sup>1</sup> 但し、市場分断によるリスクを回避することはできず、別途、経過措置及び間接的送電権の問題となることには留意が必要です。

## Client Alert

	大量の買入札を実施する
売買義務の履行	売買義務の履行が求められることを規定化することが最低限求められ、更に、当該売買義務等が履行されなかった場合には、契約解除・補償金を請求する等の特約条項を付すことも望ましい

パートナー 小林 卓泰  
 ☎ 03-5223-7768  
 ✉ [takahiro.kobayashi@mhmjapan.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhmjapan.com)

アソシエイト 市村 拓斗  
 ☎ 03-6266-8772  
 ✉ [takuto.ichimura@mhmjapan.com](mailto:takuto.ichimura@mhmjapan.com)

アソシエイト 星 千奈津  
 ☎ 03-6213-8153  
 ✉ [chinatsu.hoshi@mhmjapan.com](mailto:chinatsu.hoshi@mhmjapan.com)

### 5. 労働法：「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」次期国会へ提出

2017年9月15日、労働政策審議会は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、同審議会の各分科会・部会での審議を踏まえ、概ね妥当と答申をおこないました。

法律案は、働き方改革の総合的かつ継続的な推進、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が中心的内容となっています。

特に注目されている長時間労働の是正については、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間、例外としても年720時間、月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間を許容限度とするとされており、2019年4月1日から施行されることが予定されています。

特にホワイトカラーの職務については、裁量の大胆な付与やプロセスの思い切った見直しを含む業務の効率化の抜本的な見直しが急務といえます。

パートナー 荒井 太一  
 ☎ 03-5220-1853  
 ✉ [taichi.arai@mhmjapan.com](mailto:taichi.arai@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 6. 会社法：経済産業省、『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－の更新版を公表

経済産業省は、2017年4月に公表していた、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため、『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－（「役員報酬手引」）を改定し、2017年9月29日に更新版を公表しました。主な更新内容は、改正法人税法のうち10月1日より施行される部分の内容（特定譲渡制限付株式に係る改正等）や、4月の施行以降に明確になった解釈についてのQ&Aの更新等です。

更新版の役員報酬手引でも言及されているとおり、特定譲渡制限付株式に関する2017年度税制改正の改正事項の多く（市場価格がある株式に限定される、非居住者に対するものも損金算入の対象に含まれる、株式付与後の会社による没収（無償取得）を対象者の役務の提供期間以外の事由により没収数が変動する形で行うものが除外される等の改正）は、10月1日施行とされており、10月1日以後にその交付に係る決議をする特定譲渡制限付株式については、改正後の法律が適用されます。そのため、これまでに特定譲渡制限付株式を発行してきた会社であっても、10月1日以降に新たに決議を行って特定譲渡制限付株式を発行する場合には、10月1日施行の改正の内容を踏まえた対応（例えば、割当契約書において、取締役会の決定により役務の提供期間以外の事由による一部没収を許容する規定を設けないこと等）が求められることに留意する必要があります。

また、更新版の役員報酬手引には、特定譲渡制限付株式に関する株主総会報酬議案例、事後交付型の株式報酬の株主総会報酬議案例、特定譲渡制限付株式を付与する際に会社と役員の間で締結する割当契約書例、及び事後交付型の株式報酬制度を導入する際に会社が定める株式報酬規程例がそれぞれ追加されており、今後、会社法上及び税法上の要請をともに満たす株式報酬の導入を検討する際には、当該議案例等を参考として検討を行うことが有益と考えられます。

経済産業省ニュースリリース：

<http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170929004/20170929004.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhmjapan.com](mailto:yusuke.ishii@mhmjapan.com)

アソシエイト 松村 謙太郎

☎ 03-6266-8938

✉ [kentaro.matsumura@mhmjapan.com](mailto:kentaro.matsumura@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 7. 危機対応：消費者庁が公益通報ハンドブックを公表

消費者庁は、2017年9月28日、公益通報ハンドブックを改訂、公表しました (<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/koho.html>)。公益通報者保護法に関しては、相次ぐ企業不祥事を背景に、2016年12月に「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」が全面的に改定され公表されるなど、近時、その動向が注目される所ですが、本ハンドブックは、こうしたガイドラインの内容なども取り込んで、公益通報者保護法に関する労働者側・企業側それぞれの留意点、通報対象事実（通報の対象となる法令違反）等の公益通報者保護法上の用語の意義、よくある質問と回答についてコンパクトに整理しており、実務上、参考になります。

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com)  
アソシエイト 矢田 悠  
☎ 03-6266-8705  
✉ [yu.yada@mhmjapan.com](mailto:yu.yada@mhmjapan.com)

## 8. 一般民事：中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）

民法の相続法制については、1980年に配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の創設等の見直しがされて以来、30年以上実質的な見直しがされていない状況にありますが、高齢化社会が更に進展し、家族の在り方に関する国民意識にも変化がみられる所です。

これらの社会情勢等を踏まえ、2015年2月以来、法制審議会の民法（相続関係）部会において相続法制の見直しについての検討が行われています。2016年6月には、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメントの手続に付された後、2016年10月以降、同部会の審議が再開されて審議が重ねられてきました。

2017年7月、「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」が取りまとめられ、8月1日～9月22日までの間、パブリックコメントの手続に付されました。追加試案の内容は、（1）遺産分割に関する見直し等として、（ア）配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）の創設、（イ）遺産に属する特定の預貯金債権の仮払い制度等の創設・要件明確化、（ウ）遺産の一部のみの分割の規律の明文化、（エ）相続開始後の共同相続人による相続処分の規律の創設、（2）遺留分制度に関する見直しとして、（オ）遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直しです。

## Client Alert

今後は、今回のパブリックコメントの結果を踏まえ、同部会において更に審議が重ねられたうえ、2017 年末又は 2018 年初めころに要綱案として取りまとめられる予定です。民法の相続法制は、先般改正法が成立した債権法制に比べれば、企業実務に与える影響は小さいとはいえ、取引先や株主に個人が含まれる企業には一定の影響があり得ますので、注意が必要です。

パートナー 早川 学  
☎ 03-5223-7748  
✉ [gaku.hayakawa@mhmjapan.com](mailto:gaku.hayakawa@mhmjapan.com)  
アソシエイト 川端 健太  
☎ 03-6266-8743  
✉ [kenta.kawabata@mhmjapan.com](mailto:kenta.kawabata@mhmjapan.com)

## 9. M&A：株式等売渡請求に係る公告後に売渡株式を取得した者による 売買価格決定申立ての可否(2017年8月30日付最高裁決定)

2017年8月30日、最高裁第二小法廷は、上場会社Aの特別支配株主Yが、Aに対して、Aの株式について売渡請求をしようとする旨等を通知し、Aが当該売渡請求を承認した旨等を公告したところ、当該公告後にAの株式を取得したXが、当該売渡請求について売買価格の決定の申立てを行った事案について、Xは当該申立てをすることができないとする決定を行いました。

最高裁第二小法廷は、売買価格決定申立ての制度は、特別支配株主による売渡請求を承認する旨の対象会社の通知又は公告が行われると、その時点における対象会社の株主は、その意思にかかわらず定められた対価の額で株式を売り渡すことになるため、そのような株主を保護するために認められた制度であるとして、上記の通知又は公告により株式を売り渡すことになることが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、当該制度による保護の対象として想定されていないと解されると判断しました。

今後の実務においては、上記最高裁決定を踏まえ、株式等売渡請求に関する対象会社の通知又は公告後に、売渡株式を取得した株主による売買価格決定の申立ては、認められない運用になると思われます。

パートナー 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)  
アソシエイト 足立 悠馬  
☎ 03-6213-8105  
✉ [yuma.adachi@mhmjapan.com](mailto:yuma.adachi@mhmjapan.com)

## Client Alert

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：株式等の決済期間の短縮化について

東証は、2019年4月又は5月の連休明けを目途に、株式等の普通取引における現在の決済期間（売買契約締結の日から起算して4日目、いわゆるT+3）を1日短縮し、決済期間を売買契約締結の日から起算して3日目とする（いわゆるT+2）予定である旨、2017年9月27日付「株式等の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて」と題した資料において公表しました。

リーマンショック等を契機に、株式等の取引における決済リスクの削減は重要な課題であると捉えられており、決済期間の国際水準は、T+3からT+2に移行しつつあります（ドイツ・英国・フランス等の欧州ではすでに導入されており、米国及びカナダにおいても2017年9月5日に導入されたばかりです。）。そのため、日本のT+2への移行は、日本市場の決済リスクが他の市場に比して高いために海外投資家が投資を敬遠するといった事態を防止し、日本の国際競争力を維持する意義があります。

東証は、T+2の導入に伴い、株式分割を行う場合の権利を受ける者を確定するための基準日等、複数の事項についても併せて改正すると公表しています。今後どのような改正がなされ、市場取引に限らず取引一般のスケジュール等にどのような影響が生じるか、注目されます。

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhmjapan.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhmjapan.com)  
アソシエイト 大下 真  
☎ 03-5220-1823  
✉ [makoto.oshimo@mhmjapan.com](mailto:makoto.oshimo@mhmjapan.com)

## 11. 税務：トランプ政権、税制改正案を公表

2017年9月27日、トランプ政権は、税制改正案として「Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code」（「本改正案」）を公表しました。本改正案は、以下の内容を含んでおります。

- ・ 中小の個人事業者、パートナーシップ及びS corporationの事業所得の上限税率を25%に制限。
- ・ 連邦法人税率を20%に引き下げ。
- ・ C corporationにおける支払利息の損金算入を一部制限。
- ・ 米国親会社の保有割合が10%以上の外国子会社から受け取る配当の非課税取扱

## Client Alert

い（制度移行時には、旧制度下における海外の留保利益は還流されたものとして扱われ、課税される）。

- ・ タックスヘイブンへの所得移転の防止を目的とした、米国多国籍企業の海外所得に対する課税ルールの策定。

上記の改正が実現した場合、日本企業の現地子会社・関連会社に及ぼす影響は非常に大きいと考えられます。また、上記では割愛しておりますが、本改正案は、遺産税の廃止等、個人の課税関係も大きく変える内容となっているため、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 大石 篤史  
 ☎ 03-5223-7767  
 ✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)  
 アソシエイト 山川 佳子  
 ☎ 03-6213-8125  
 ✉ [yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com](mailto:yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com)

## 12. 中国・アジア（インド）：新統合版 FDI ポリシーの公表

インド政府商工省産業政策促進局（Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry）は、2017年8月28日、最新の統合版 FDI ポリシー（Consolidated Foreign Direct Investment Policy）（「新 FDI ポリシー」）を公表し、これが即日発効しました。統合版 FDI ポリシーは、公表時点におけるインドの外国直接投資規制全般をまとめたものです。

新 FDI ポリシーの直前の統合版 FDI ポリシー（「旧 FDI ポリシー」）は、2016年6月7日に公表されて即日発効していましたが、この旧 FDI ポリシーから新 FDI ポリシーまでの間は、プレスノートと呼ばれる産業政策促進局が公表する個別の通達により、随時改正点が公表されてきました。新 FDI ポリシーは、これらのプレスノートの内容を反映したものであり、かつこれらのプレスノートに優先するものとされています。

新 FDI ポリシーにおける旧 FDI ポリシーからの変更点には、以下の内容が含まれます。

- ・ 旧 FDI ポリシーでは、卸売業/Cash & Carry 型卸売業（小売店が直接来店して現金決済で商品を持ち帰る現金問屋の形態の卸売業）を営む会社は、小売業のうち単一ブランド小売業のみを、単一ブランド小売業に課された外資規制の範囲内で行うことができるものとされていました。これに対し、新 FDI ポリシーでは、卸売業/Cash & Carry 型卸売業を営む会社は、小売業のうち単一ブランド小売業のみならず、複数

## Client Alert

ブランド小売業についても、複数ブランド小売業に課された外資規制の範囲内で行うことが認められるようになりました。

・旧 FDI ポリシーでは、単一ブランド小売業を営む会社に対して 51%を超える外国直接投資を行う場合には調達額の総額の 30%はインド国内から調達しなければならないとされていましたが（国内調達基準）、新 FDI ポリシーは、2016 年 6 月 24 日に公表されたプレスノートの内容を取り込み、事業開始から 3 年間は上記の国内調達基準を適用しないこととしました。

・旧 FDI ポリシーでは、既存製薬業への外国直接投資は、政府による事前の承認が必要な政府ルートを通じてしか認められていませんでしたが、新 FDI ポリシーは、2016 年 6 月 24 日に公表されたプレスノートの内容を取り込み、74%を超える場合には政府ルートを通じた外国直接投資しか認められないものの、74%までは自動ルートでの外国直接投資を認めることとしました。

上記のとおり、新 FDI ポリシーでは、外国直接投資規制の緩和が行われており、インドに対する外国直接投資をより行いやすい方向に進んでいるものと評価できようかと思われま

す。今回の統合版 FDI ポリシーが公表されるまでの間においても、外国直接投資規制の改正がなされた場合には、その都度プレスノートによって改正内容が公表されることとなりますので、引き続き外資規制の動向を注視していく必要があります。

パートナー 小山 洋平  
☎ 03-5220-1824  
✉ [yohei.koyama@mhmjapan.com](mailto:yohei.koyama@mhmjapan.com)  
アソシエイト 臼井 慶宜  
☎ 06-6377-9405  
✉ [yoshinori.usui@mhmjapan.com](mailto:yoshinori.usui@mhmjapan.com)

### 13. 新興国 (UAE) : UAE における付加価値税 (VAT) の導入と実務上の対応

2016 年 3 月に湾岸協力理事会が GCC 諸国 (UAE、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン及びカタール) における 2018 年 1 月 1 日からの付加価値税 (VAT) の導入方針を発表して以降、GCC 諸国、特に最も多くの日本企業が進出する UAE における VAT の枠組みがどのようなものとなるかについて関心が集まっていたところ、UAE は 2017 年 8 月に VAT に関する法律 (「本法律」) を公布しました。

本法律によれば、2018 年 1 月 1 日から、UAE において商品・サービスの販売・供給をする際には、販売・供給額に対して 5% の VAT が課せられることとなります。VAT の

## Client Alert

課税対象となる商品・サービスには一定の例外が設けられており、例えば、GCC 諸国外への商品・サービスの輸出、住居用建物の供給、一定の教育・ヘルスケアサービスの提供等は VAT が課せられないこととされています。本法律は、課税対象となる年間の供給額が 375,000 ディルハム（約 11,250,000 円）を超えている事業者（「VAT 事業者」）に対し、2018 年 1 月 1 日までに連邦税当局に登録し、登録番号を取得することを義務付けています。また、VAT 事業者は VAT に関する Invoice その他関連書類の保存や課税に関する一定の記録を残すことが義務付けられます。

現地に進出している日本企業は、UAE における VAT 導入に適応すべく、2017 年中に、上記の登録手続や関連書類保存・記録のための体制を整えるとともに、VAT の支払義務が発生する条件の更なる把握や、VAT への対応の観点からの既存の契約の見直し（例えば契約で負担が定められている金額に VAT が含まれるのかの明確化等）を進めることが望ましいと思われます。

パートナー 梅津 英明  
☎ 03-6212-8347  
✉ [hideaki.umetsu@mhmjapan.com](mailto:hideaki.umetsu@mhmjapan.com)

アソシエイト 西尾 賢司  
☎ 03-6266-8762  
✉ [kenji.nishio@mhmjapan.com](mailto:kenji.nishio@mhmjapan.com)

アソシエイト 寺井 勝哉  
☎ 03-6213-8160  
✉ [katsuya.terai@mhmjapan.com](mailto:katsuya.terai@mhmjapan.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所（ICC）の仲裁手続における簡易手続（expedited procedure）の活用事例

2017 年 9 月 6 日、国際商業会議所（International Chamber of Commerce。「ICC」）は、国際仲裁裁判所（International Court of Arbitration）における簡易手続（expedited procedure）が導入されて約 6 か月が経過した時点における同手続の活用事例の数等を公表しました。簡易手続は、手続の迅速化を図ることを目的として、2017 年 3 月 1 日に発効した ICC 仲裁規則の改正（Article 30 及び Appendices III, VI）によって導入された制度であり、主に以下のような特徴があります。

- a. 仲裁合意の内容に関わらず仲裁人の数が 1 名となる
- b. 仲裁人の許可を得ない文書提出要求が禁止され、提出書面の数・長さ・範囲等も制限される
- c. 原則として、書証のみに基づき審理・判断がなされ、審問は行われない

## Client Alert

- d. 原則として、Case Management Conference（事件管理会議）から6か月以内に仲裁判断が下される
- e. 簡易手続における仲裁人の費用は、原則として通常手続より20%低額となる

ICC仲裁の簡易手続は、原則として、2017年3月1日以降に仲裁合意が締結された係争額が200万USドルを超えない事案に適用されますが、仲裁合意時期や係争額に関わらず、当事者間で簡易手続を利用する旨の合意をすること（opt-in）や簡易手続適用の限度係争額の引上げを合意することも可能です。逆に、当事者が簡易手続を利用しない旨を合意した場合（opt-out）や仲裁廷が不相当と判断した場合は、簡易手続は適用されません。

2017年9月6日付のICCの公表によると、同日時点で7件が簡易手続仲裁に付されており、そのほとんどは仲裁申立てに対する答弁書提出の際、あるいは追加当事者に対し参加が促された時点で、当事者間において簡易手続を利用する旨の合意がなされたケースであるとのことです。

簡易手続は、仲裁手続にかかるコストや時間を節減する制度として注目されていますが、簡易手続により実際にどの程度手続が簡略化・迅速化されるのか、当事者が納得を得られる手続進行であるのか否かについては、今後、上記7件を含めた簡易手続に関するデータを注視していく必要があります。また、簡易手続の適用要件や手続の流れ等は、仲裁機関ごとにルールが異なることから、仲裁合意をドラフトする段階から、簡易手続の差異も意識しつつ仲裁機関を選択する必要が生じるものと考えられます。

パートナー 大野 志保

☎ 03-6266-8539

✉ [shiho.ono@mhmjapan.com](mailto:shiho.ono@mhmjapan.com)

アソシエイト 森田 茉莉子

☎ 03-6266-8722

✉ [mariko.morita@mhmjapan.com](mailto:mariko.morita@mhmjapan.com)

## Client Alert

### セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『改正外為法で増大する輸出管理リスクへの対応～「防衛装備移転三原則」等の制定と国際研究開発をはじめ、改正外為法による日米の安全保障貿易管理の動向を踏まえ、企業防衛のノウハウを伝授～』  
開催日時 2017年10月10日（火）14:00～17:00  
講師 玉木 昭久  
主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『RID セミナー「インサイダー取引規制の最新動向」』  
開催日時 2017年10月11日（水）14:30～16:30  
講師 峯岸 健太郎  
主催 宝印刷株式会社／株式会社ディスクロージャー & IR 総合研究所
  
- セミナー 『親会社の子会社管理に関わる諸問題～会社法の改正論点・子会社管理に関する近時の議論のほか、コーポレートガバナンス・コードも踏まえて～』  
開催日時 2017年10月12日（木）14:00～16:30  
講師 太子堂 厚子  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『2017年10月著作権研究会「報道における著作物利用」』  
開催日時 2017年10月13日（金）10:00～12:00  
講師 池村 聡  
主催 公益社団法人著作権情報センター
  
- セミナー 『中国日系現地法人の商業賄賂問題及びその対応策』  
開催日時 2017年10月17日（火）13:30～17:00  
講師 孫 彦  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『役員インセンティブ報酬の設計に関する法務・税務の一体的解説～平成29年度税制改正や関連法制の整備ほか最新動向への対応～』  
開催日時 2017年10月18日（水）9:30～12:30  
講師 奥山 健志、酒井 真  
主催 株式会社経営調査研究会

## Client Alert

- セミナー 『監査等委員会による監査遂行上の諸課題と監査等委員会運営上の留意点』  
開催日時 2017年10月18日(水) 14:30~16:00  
講師 渡辺 邦広  
主催 公益社団法人日本監査役協会
  
- セミナー 『新任取締役・監査役が知るべき義務と責任 第2回』  
開催日時 2017年10月18日(水) 15:00~17:00  
講師 三浦 亮太  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『アセットファイナンスの基礎~不動産・債権を引当てとしたファイナンス/民法改正も踏まえて~』  
開催日時 2017年10月19日(木) 13:30~16:30  
講師 末廣 裕亮、田中 洋比古  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『民法改正に対応した今後のシンジケートローン実務』  
開催日時 2017年10月20日(金) 9:30~11:30  
講師 青山 大樹  
主催 金融ファクシミリ新聞社
  
- セミナー 『多様化する上場会社による第三者割当型ファイナンス~PIPEs型ファイナンスを中心に~』  
開催日時 2017年10月23日(月) 13:30~16:30  
講師 熊谷 真和、石橋 誠之  
主催 金融ファクシミリ新聞社
  
- セミナー 『遺伝子検査ビジネスの法的諸問題~保険との関係なども含めて~』  
開催日時 2017年10月24日(火) 13:30~16:30  
講師 吉田 和央  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『金融行政の動向とコンプライアンス部門の課題』  
開催日時 2017年10月25日(水) 9:30~11:45  
講師 江平 享  
主催 一般社団法人全国地方銀行協会

## Client Alert

- セミナー 『医療分野の成果導出に向けた研修セミナー』  
開催日時 2017年11月2日(木) 13:15~17:30  
講師 齋藤 浩貴  
主催 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『現代租税法講座 第4巻 国際課税』(2017年8月刊)  
出版社 株式会社日本評論社  
著者 金丸 和弘、酒井 真(共著)
- 本 『新・注解 特許法〔第2版〕上巻』(2017年9月刊)  
出版社 株式会社青林書院  
著者 飯塚 卓也、田中 浩之
- 本 『CVC コーポレートベンチャーキャピタル——グローバルビジネスを勝ち抜く新たな経営戦略』(2017年10月刊)  
出版社 株式会社青林書院  
著者 増島 雅和、小川 友規、飯島 隆博、中野 進一郎、岩澤 祐輔、三木 翼、村田 昇洋、岩竹 惇志、井上 ゆりか、中谷 慎太郎、永井 香帆
- 論文 「経済連携協定の譲許表の読み方とサービスの貿易に関する規律の基礎」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.45 No.7  
著者 畠山 佑介
- 論文 「顧客本位の業務運営が「ベストプラクティス競争」に陥らないために」  
掲載誌 金融法務事情 No.2074  
著者 吉田 和央
- 論文 「ドローンに関する主要な法規制」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.17 No.11  
著者 林 浩美

## Client Alert

- 論文 「<ベンチャー投資・買収の実務ポイント> 基礎から押さえる  
ベンチャー投資・買収の用語集」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.17 No.11  
著者 東 陽介、岡野 貴明（共著）
- 論文 「知財判例速報 検索連動型広告に関する商標権侵害——大阪高判  
平成 29 年 4 月 20 日」  
掲載誌 ジュリスト No.1511  
著者 田中 浩之
- 論文 「取締役会実効性評価の実務上の留意点」  
掲載誌 月刊監査役 2017 年 9 月号  
著者 渡辺 邦広
- 論文 「平成 28 年及び平成 29 年の銀行法改正の概要」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル No.745  
著者 石川 貴教、湯川 昌紀（共著）
- 論文 「消滅時効」  
掲載誌 企業会計 Vol.69 No.10  
著者 藤津 康彦、篠原 孝典
- 論文 「仮想通貨で海外送金の課題を克服」  
掲載誌 日経 FinTech 2017 年 8 月号  
著者 末廣 裕亮、寺井 勝哉
- 論文 「特集／民法大改正&個人情報保護法（約款・債権譲渡）」  
掲載誌 週刊東洋経済第 6745 号  
著者 青山 大樹
- 論文 「外務省において経済連携協定の交渉に携わる弁護士の活躍」  
掲載誌 法律のひろば Vol.70 No.7  
著者 畠山 佑介
- 論文 「Getting The Deal Through - Competition Compliance - Japan」  
掲載誌 Getting The Deal Through - Competition Compliance 2017 年 6 月  
著者 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、高宮 雄介

## Client Alert

- 論文 「Global Competition Review - Understanding Japan's approach to competition and big data」  
掲載誌 Global Competition Review 2017 年 7 月  
著者 高宮 雄介
  
- 論文 「IFLR US Overseas Investment Report 2017 Country Reports -Japan」  
掲載誌 International Financial Law Review 2017 July/August issue  
著者 熊谷 真和、栗原 宏幸
  
- 論文 「Japan Lawyers Guide 2017/18」  
掲載誌 LexisNexis Japan 2017 年  
著者 竹野 康造、松村 祐土、尾本 太郎、梅津 英明

### NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Win Naing 弁護士が当事務所ヤンゴンオフィスへ入所いたします

Win Naing 弁護士が、2017 年 10 月 10 日付で、MHM Yangon Partner として、当事務所ヤンゴンオフィスに入所いたします。

Win Naing 弁護士は、外国企業によるミャンマー投資案件、国際取引、クロスボーダーM&A 及び知的財産権、石油及びガス並びに不動産を専門とする、ミャンマーのトップレベルの企業法務弁護士です。同弁護士は、20 年来の実務経験を有しています。

Win Naing 弁護士は、1997 年にミャンマー連邦共和国最高裁判所より Advocate の資格を付与されています。同弁護士は、ヤンゴン大学において、1992 年に LL.B. を、1996 年には LL.M. を取得しています。

#### Win Naing 弁護士からのメッセージ

「私は、5 年あまりの期間のうちに MHM ヤンゴンオフィスが築き上げたプラクティスのクオリティについて、感銘を受けておりました。ミャンマーの重大な時期において、MHM ヤンゴンオフィスにて、ミャンマーの発展のために寄与できることを大変楽しみに思っております。」

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com